

## 明治美術学会 規約

1984年 7月 28日 総会議決	1984年 9月 24日 総会改正
1985年 6月 8日 理事会議決	1985年 7月 13日 総会改正
1986年 4月 19日 理事会議決	1986年 7月 26日 総会改正
1986年 9月 6日 理事会議決	1987年 8月 1日 総会改正
1988年 9月 8日 理事会議決	1988年 9月 24日 総会改正
1996年 11月 17日 理事会議決	1996年 11月 17日 総会改正
2017年 12月 9日 理事会議決	2017年 12月 9日 総会改正
2020年 12月 19日 理事会議決	2020年 12月 19日 理事会議決

### 第1章 名称

第1条(名称) 本会は、「明治美術学会」と称する。

### 第2章 目的及び事業

第2条(目的) 本会は、日本近代美術史に興味と関心を寄せる者を会員として組織し、会員相互の協力によって、近代美術史学の発展に寄与することを目的とする。

第3条(事業) 本会の事業は、次の通りとする。

1. 日本近代美術史に関する基礎的調査と総合研究。
2. 研究発表会、展覧会、国際会議等の開催及び協力・協賛・後援。
3. 会誌及び論文報告集・研究成果等、出版物の刊行。
4. 関係諸方面の研究者・学会・機関との連絡。
5. 近代美術史研究の便宜利益を図るための社会的活動。
6. 以上の他、必要と認める事業。

### 第3章 会員

第4条(会員) 本会は、個人会員・法人会員から成る。  
個人会員は、次の通りとする。

1. 正会員 本会の主旨に賛同し所定の会費を納めた者。
2. 特別会員 本会の目的・事業に対して、寄付・情報提供等により特別の寄与を成す者。  
法人会員は、次の通りとする。
3. 正会員 法人または団体で、本会の主旨に賛同し、所定の会費を納めた者。
4. 特別会員 法人または団体で、本会の目的・事業に対して、寄付・情報提供等により特別の寄与を成す者。

第5条(入会) 会員になろうとする者は、会員2名の推薦を必要とし、入会申込書を提出した上、理事会の承認を経、所定の会費を納めなければならない。ただし、特別会員は会費を免除される。

第6条(権利) 個人会員は、総会における議決権を持つとともに、本会の事業の優先的受益者となる。

第7条(退会) ①本会を退会しようとする者は、会費を完納したうえ、退会届を提出しなければならない。  
②会費負担の義務を履行しない者は、退会したものと理事会が認めることができる。

第8条(返還) 会員は、原則として、すでに納めた会費の返還を求められない。

### 第4章 役員

第9条(役員) 本会には、次の役員を置く。任期は4年とする。

1. 会長 1名
  2. 理事 若干名
  3. 監事 若干名
- 以上の他、顧問を若干名置くことができる

- 第10条(選任) ①会長は、個人会員の選挙により選任される。但し、二期(8年)を越える重任は不可とする。また、選挙が行われる年度の末尾(3月31日)までに満70歳を超える者は、被選挙権を有することができない。
- ②会長の選挙方法は別に定める。
- ③理事は会長により選任される。会長の選任期間中、理事が何らかの理由で欠けた場合には、会長は新たに理事を選任することができる。
- ④監事は、理事会において選任される。
- ⑤監事は、他の役員を兼ねることができない。監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。但し、表決には加わらない。
- ⑥顧問は、理事会において委嘱される。
- 第11条(職務) ①会長は、本会を代表し、会務を総理し、理事会の議長となる。
- ②理事は、会長を補佐し、本会の運営・事業等に関わる業務を分担して執り行う。
- ③監事は、会計を監査する。
- ④顧問は、学会の運営全般について、適宜意見を述べる事が出来る。顧問の意見は、理事会の議事となる。

## 第5章 会議

- 第12条(総会) 総会を毎年開催し、委任状による出席を認め、個人会員の5分の1をもって成立するものとする。
- 第13条(議決) 総会の議事は、出席個人会員の過半数で決する。
- 第14条(理事会) 理事会は、会長・理事で組織し、随時開催するほか、会長が必要と認めた場合に招集する。
- 第15条(議決) ①理事会は、委任状による出席を認め、理事の過半数が出席しなければ議決することができない。
- ②理事会の議事は、出席者の過半数で決する。

## 第6章 委員会

- 第16条(委員会) ①本会は、会務運営ならびに第3条の事業遂行のために必要な委員会を設ける。
- ②委員会の設置または廃止は、理事会で決める。
- ③委員は理事会の議決を経て、会員が委嘱する。

## 第7章 会計

- 第17条(会計) ①本会の運営経費は、会費・事業収益金・寄付等をもってあてる。
- ②会費の金額は、別に定める。
- 第18条(決算) 本会の会計は、理事会が担当し、監事の意見を付け、その収支決算を総会に報告した上で承認を得なければならない。
- 第19条(年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第8章 会則改正

- 第20条(改正) 本会則の改正は、総会の議決による。

## 第9章 解散

- 第21条(解散) 本会の解散は、理事会及び総会において、おのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

## 第10章 補足

- 第22条(設定) 本会則を施行するに必要な細則は、理事会で別に定める。

## 別議事項

- (第4章第10条②) 会費の金額は、年額8,000円(個人会員)／20,000円(法人会員)とする。(1996年11月17日理事会議決・総会承認、1997年度より改訂)

\*この規約は2021年1月31日をもって発効する。